

平成25年度国土交通省税制改正の概要

I. 暮らしの安全・安心の確保関連税制

1. 災害に強い国土・地域づくり

- 都市再生安全確保計画に基づき整備する都市再生安全確保施設のうち、管理協定の対象となった備蓄倉庫に対する固定資産税等の課税標準の特例措置（5年間、特例率（参酌する割合は2/3）を条例に委任）の創設（2年間）

II. 成長戦略関連税制

1. 国際競争力の強化・経済安全保障

- 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域における特例措置について、対象要件等を一部見直した上で、以下の内容で2年間延長
 - ・所得税・法人税：割増償却（特定5年間50%、都市5年間40%）
 - ・登録免許税：建物の保存登記（本則0.4%→特定0.2%、都市0.3%）
 - ・固定資産税等：課税標準の特例（特定1/2、都市3/5に軽減、いずれも5年間）
 - ・不動産取得税：課税標準の特例（特定1/2、都市4/5に軽減）

III. 低炭素社会・地域振興関連税制

1. 低炭素社会・循環型システムの構築

- 認定集約都市開発事業に係る買換特例等（居住用資産：100%繰延べ等）（所得税、法人税等）の創設

IV. 主要事項以外の項目

1. 国土交通省主管

- 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
- 都市計画事業認可前においても収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等を受けられる事業の拡充（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）
- 市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長
- 市街地再開発事業の施行に伴う一定の新築の施設建築物に係る特例措置の延長（固定資産税）

- 緑地管理機構とみなされる特定緑地管理機構に土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除制度の適用
- 低炭素建築物とみなされる認定集約都市開発事業により整備される住宅である特定建築物に係る住宅ローン減税及び登録免許税の特例措置の適用

2. 他省庁主管

- 東日本大震災の被災地における都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に係る収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等の適用

V. 見直し事項

- 同意保留地に係る譲渡所得の1,500万円特別控除制度等の見直し
- 認定事業用地適正化計画の事業用区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例措置の廃止